

証券コード：8173  
2019年6月4日

株主のみなさまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

**上新電機株式会社**

取締役社長 中嶋克彦

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日(月曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
ホテルモントレ グラスミア大阪21階 「スノーベリー」
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の第71期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

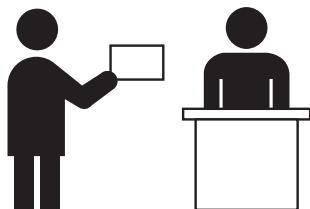
以 上

# 議決権行使についてのご案内

当社では、議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。  
なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きは不要です。

議決権の行使には以下の方法がございます。

## 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。ご出席の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2019年6月25日（火曜日）  
午前10時

## 株主総会にご出席いただけない場合



### 郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）  
午後5時到着分まで

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.joshin.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
  - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.joshin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、監査役が監査した事業報告ならびに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項を含んでおります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金50円、総額 金1,346,294,550円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月26日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	なかじま かつひこ 中嶋 克彦 再任	代表取締役兼社長執行役員
2	かなたに りゅうへい 金谷 隆平 再任	代表取締役兼副社長執行役員 経営管理本部長
3	よこやま こういち 横山 晃一 再任	取締役兼常務執行役員 開発本部長兼開発部長兼建設部長
4	たなか こうじ 田中 幸治 再任	取締役兼常務執行役員 経営管理本部副本部長
5	たかはし てつや 高橋 徹也 再任	取締役兼執行役員 営業本部長
6	おおしろ すぐる 大代 卓 新任	執行役員 経理部長兼経営企画部長
7	のざき しゅうじろう 野崎 清二郎 再任 社外 独立	社外取締役
8	ないとう きんや 内藤 欣也 再任 社外 独立	社外取締役
9	やまひら けいこ 山平 恵子 新任 社外 独立	顧問

(注) 新任 は新任の取締役候補者を、社外 は社外取締役候補者を、独立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
1	<p style="text-align: center;">なかじま    かつひこ <b>中嶋    克彦</b> (1953年1月7日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</span></p>	<p>1976年4月 当社入社 1990年4月 当社J&amp;P事業部長 1992年8月 当社退社 1992年9月 (株)大塚商会入社 1996年3月 同社取締役 2000年3月 同社常務取締役 2006年3月 同社取締役上席常務執行役員 2010年10月 当社顧問 2011年6月 エレコム(株)社外取締役 2012年6月 当社代表取締役社長 2013年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼地域営業支援本部長 2016年6月 当社代表取締役兼社長執行役員兼営業本部長兼地域営業支援本部長 2016年10月 当社代表取締役兼社長執行役員 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	25回/27回 (92.5%)
	所有する当社株式の数	33,100株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>中嶋克彦氏は、株式会社大塚商会取締役上席常務執行役員、エレコム株式会社社外取締役を歴任し、2012年6月からは当社代表取締役社長として、2016年6月からは当社代表取締役兼社長執行役員として、経営上重要な事項について十分かつ適切に取締役会に経営判断を求め、取締役会の意思決定機能を高めるとともに、経営の指揮をとり業績向上に大きな貢献を果たしております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
2	<p style="text-align: center;">かなたに りゅうへい <b>金谷 隆平</b> (1956年1月30日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1979年3月 当社入社  1993年7月 当社総務部長  1998年6月 当社取締役総務部長  2001年4月 当社取締役総合企画部長  2001年10月 当社取締役社長室長  2002年3月 当社取締役営業企画本部長  2002年6月 当社常務取締役営業本部長  2004年6月 当社常務取締役経営企画本部長兼総務部長  2006年4月 当社常務取締役経営企画本部長  2006年10月 当社専務取締役経営企画本部長  2008年7月 当社代表取締役専務経営企画本部長  2011年6月 当社代表取締役副社長経営企画本部長  2016年4月 当社代表取締役副社長経営管理本部長  2016年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長  兼経営企画部長  2018年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長  (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  ジョーシンテック(株) 代表取締役社長</p>
	取締役会への出席状況	27回／27回（100％）
	所有する当社株式の数	32,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>金谷隆平氏は、1998年6月から当社取締役として、2011年6月からは代表取締役副社長として、2016年6月からは代表取締役兼副社長執行役員としてグループ経営を統括するうえで重要な事項等について十分かつ適切に取締役会に経営判断を求め、取締役会の意思決定機能を高めるとともに、経営管理本部を担当し、また、コンプライアンス統括責任者として業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;">よこやま こういち <b>横山 晃一</b> (1963年3月5日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</span></p>	<p>1985年3月 当社入社 2000年4月 当社関西営業部・北大阪エリアマネジャー 2001年4月 当社ピットワン営業部長 2004年9月 当社関西営業部長兼中央エリアマネジャー 2005年6月 当社取締役関西営業部長 2008年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長 2009年4月 当社取締役営業本部長兼関西営業部長 2012年4月 当社取締役営業本部長 2013年2月 当社取締役営業本部副本部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、CS推進部、営業統轄部管掌 2013年6月 当社取締役営業本部副本部長兼CS推進部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、営業統轄部管掌 2014年4月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長兼CS推進部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、営業統轄部管掌 2015年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長、東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、CS推進部、営業統轄部管掌 2016年4月 当社取締役開発本部長兼開発部長 2016年6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長 2018年9月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長兼建設部長（現任）</p>
	取締役会への出席状況	27回／27回（100%）
	所有する当社株式の数	19,400株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 横山晃一氏は、2005年6月から取締役として経営に携わり、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として開発本部を担当して業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしております。その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
4	<p style="text-align: center;">た な か    こう じ <b>田中 幸治</b> (1963年11月18日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1986年 3 月 当社入社  1996年 4 月 当社人事課長  2002年 4 月 当社総務部副部長  2006年 4 月 当社総務部長  2010年 6 月 当社取締役総務部長  2016年 4 月 当社取締役経営管理本部副本部長  2016年 5 月 当社取締役経営管理本部副本部長兼総務部長  2016年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長  兼総務部長  2018年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長  (現任)</p>
	取締役会への出席状況	27回／27回（100%）
	所有する当社株式の数	13,100株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>田中幸治氏は、2010年6月から取締役として経営に携わり、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として経営管理本部を担当して業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
5	<p style="text-align: center;">たかはし てつや <b>高橋 徹也</b> (1962年11月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1986年 3月 当社入社            2001年10月 当社関西営業部兵庫・北摂エリアマネジャー            2013年 6月 当社東京東海営業部長            2016年 6月 当社執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長兼関西営業部長東海営業部、東京営業部、J&amp;E営業部、スマートライフ推進部、営業統轄部管掌            2016年10月 当社執行役員営業本部長兼関西営業部長            2017年 4月 当社執行役員営業本部長            2017年 6月 当社取締役兼執行役員営業本部長（現任）            (重要な兼職の状況)            兵庫京都ジョーシン(株) 代表取締役社長            滋賀ジョーシン(株) 代表取締役社長            和歌山ジョーシン(株) 代表取締役社長            中四国ジョーシン(株) 代表取締役社長            東海ジョーシン(株) 代表取締役社長            関東ジョーシン(株) 代表取締役社長</p>
	取締役会への出席状況	27回／27回（100%）
	所有する当社株式の数	3,400株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            高橋徹也氏は、2016年6月から執行役員として経営に携わり、2017年6月からは取締役兼執行役員として営業本部を担当して業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしております。            その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
6	<p style="text-align: center;">おおしる すぐる <b>大代 卓</b> (1962年8月2日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span></p>	<p>1986年4月 (株)協和銀行 (現・(株)りそな銀行) 入行  2002年7月 (株)あさひ銀行 (現・(株)りそな銀行)  本店営業部営業第二部次長  2005年4月 (株)りそな銀行難波支店営業第二部部長  2012年4月 当社入社 店舗開発部新規物件担当部長  2014年4月 当社経理部長  2018年6月 当社執行役員経理部長兼経営企画部長 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	- 回 / - 回 ( - %)
	所有する当社株式の数	3, 6 0 0 株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>大代卓氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、当社において2012年4月より店舗開発部新規物件担当部長として、2014年4月より経理部長として、2018年6月より執行役員経理部長兼経営企画部長として業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしております。</p> <p>その豊富な経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、当社の成長戦略の推進に適切な人材と判断し、新たに取締役候補に指名いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
7	<p>の ざ き し ょ う じ ろ う <b>野崎 清二郎</b> (1957年5月2日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1981年4月 (株)協和銀行(現・(株)りそな銀行) 入行            2005年7月 (株)りそな銀行神田支店支店長            2008年4月 同行 執行役員 首都圏地域担当(ブロック担当)            2010年6月 りそなビジネスサービス(株)常勤監査役            2015年4月 医療法人徳洲会非常勤理事(現任)            2015年6月 ウシオ電機(株)非常勤監査役                      りそな総合研究所(株)非常勤監査役                      りそな決済サービス(株)非常勤監査役            2016年6月 当社社外取締役(現任)            2016年10月 (株)稲葉製作所社外監査役(現任)</p>
	取締役会への出席状況	26回/27回(96.2%)
	所有する当社株式の数	900株
	【社外取締役候補者とした理由】	<p>野崎清二郎氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、他社における常勤監査役等の要職を務め、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、2016年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
8	<p style="text-align: center;">ないとう きんや <b>内藤 欣也</b> (1955年11月24日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1986年 4 月 弁護士登録  1999年 3 月 内藤法律事務所開設  2003年 6 月 (株)イッコー (現・Jトラスト(株)) 社外監査役  2004年 2 月 みずほパートナーズ法律事務所開設  2012年 4 月 大阪弁護士会 副会長  近畿弁護士会連合会常務理事  2014年 4 月 国立大学法人大阪大学非常勤監事  2016年 6 月 当社社外監査役  (株)ファルコホールディングス社外取締役 (現任)  2017年 4 月 内藤法律事務所開設 (現任)  2017年 6 月 当社社外取締役 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	24回 / 27回 (88.8%)
	所有する当社株式の数	200株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>内藤欣也氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における社外取締役としての豊富な経験と高い見識を有し、2017年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
9	<p style="text-align: center;">やまひら けいこ <b>山平 恵子</b> (1960年11月30日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1983年 4月 クボタハウス(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 入社 2010年 4月 三洋ホームズ(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 執行役員 2011年 6月 同社取締役常務執行役員 2012年 6月 三洋リフォーム(株) (現・サンヨーリフォーム(株)) 取締役 (兼任) 2013年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役専務執行役員 サンアドバンス(株)取締役 (兼任) サンヨーホームズコミュニティ(株)取締役 (兼任) 2015年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役社長執行役員 2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ(株)代表取締役会長 2019年 4月 当社顧問 (現任)</p> <p>取締役会への出席状況 - 回 / - 回 ( - %)</p> <p>所有する当社株式の数 - 株</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 山平恵子氏は、長年にわたり住宅・リフォーム関連企業の経営者を務め、2017年4月からはサンヨーホームズコミュニティ株式会社の代表取締役会長として企業経営に深く携わってきた経験を有しています。 この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、当社の成長戦略の推進に適切な人材と判断し、新たに社外取締役候補に指名いたしました。</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **新任** は新任の取締役候補者を、**社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 野崎清二郎氏、内藤欣也氏及び山平恵子氏は社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 野崎清二郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 内藤欣也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、野崎清二郎氏及び内藤欣也氏の間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。  
本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続するとともに、山平恵子氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
7. 山平恵子氏は、2019年6月21日付けで、フジテック株式会社の社外取締役に就任予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役杉原宣宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)
すぎはら のぶひろ <b>杉原 宣宏</b> (1954年10月5日生) 再任	1975年4月 当社入社 1988年8月 当社家電第1営業部マネジャー 1996年4月 当社本店事業本部次長 1998年11月 当社商品部次長 2001年10月 当社経営企画部長 2014年11月 当社顧問 2015年6月 当社常勤監査役(現任)
取締役会への出席状況	27回/27回(100%)
監査役会への出席状況	14回/14回(100%)
所有する当社株式の数	4,600株

#### 【監査役候補者とした理由】

杉原宣宏氏は、当社において2001年10月より経営企画部長としての豊富な経験と実績に加え、2015年6月より当社の常勤監査役としての経験と知見を有しております。

常勤監査役として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き監査役候補といたしました。

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第4号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center;">ひがき      せいじ <b>檜垣      誠次</b> (1950年4月30日生)</p>	<p>1981年4月 弁護士登録 鎌倉利行法律事務所入所 1986年4月 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー 2004年6月 (株)デザート社外監査役 2006年4月 大阪弁護士会 副会長 2006年6月 大阪機工(株)(現・OKK(株))社外監査役 2007年4月 大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター 委員長 2010年4月 大阪弁護士会会館運営委員会委員長 2010年6月 当社独立委員会委員 2011年4月 鎌倉・檜垣法律事務所代表者(現任) 2012年4月 大阪簡易裁判所司法委員 2014年11月 公益財団法人松下社会科学振興財団評議員(現任) 2015年3月 公益財団法人中山報恩会評議員(現任) 2015年4月 大阪市開発審査会委員長 2016年6月 OKK(株)社外取締役</p>
<p>所有する当社株式の数</p>	<p style="text-align: center;">－ 株</p>

### 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

檜垣誠次氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における監査役としての経験を有しており、それらを当社の監査に活かし、また独立した立場からも社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補としました。

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 補欠の監査役候補者檜垣誠次氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 檜垣誠次氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。

当社は、2007年6月22日開催の当社第59回定時株主総会の決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。またその後、2010年6月25日開催の当社第62回定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第65回定時株主総会、次いで2016年6月28日開催の当社第68回定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で、株主の皆様のご承認をいただき更新いたしました。（更新後の現行の対応方針を、以下「現対応方針」といいます。）

本議案は、現対応方針が期限を迎えるにあたり、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、以下の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）に更新しようとするものであります。

本対応方針への更新にあたり、一部語句の変更等を行っておりますが、対応方針の内容等、基本的なスキームについては現対応方針からの変更はなく、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、及び企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、また「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものであります。

なお、2019年3月31日現在の当社の大株主の状況は「別紙4」のとおりであり、また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等は、一切受けておりません。

## 第1. 当社における企業価値及び株主共同の利益の向上の取組みについて

### 1. 企業理念

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

当社では、「ジョーシんで買い物をして本当によかった」と感じていただけるよう、付加価値の高い「まごころサービス」を提供するための指針として『3つのお約束』を掲げ取組んでおります。

- ① どこよりも 笑顔ともてなしの あふれるジョーシン！
- ② どこよりも 感動がある商品提案の できるジョーシン！
- ③ どこにも負けない納得の サポートサービス完備！

当社の社是は『愛』です。これは、“常に相手の立場に立って、物事を考え行動する” 姿勢を『愛』の一字に託したものです。当社は、この社是『愛』の精神を基本とした「まごころサービス」を着実に実践することにより、お客様に「いつも選ばれるジョーシン」であり続けることを目指しております。

創業以来、当社が経営の根本思想としてきた社是『愛』の精神とそれに基づく経営の実践は、経済的・法的責任に加えて環境・社会等の幅広い分野における責任を自発的に果たすことにより企業自身の持続的な発展を目指し企業価値を向上させるCSR（企業の社会的責任）経営に通じると考えております。企業が経済的側面だけでなく、環境、社会、企業統治の側面においても積極的な取組みを求められる今日において、当社はステークホルダーの求めに適切に対応するため、2004年より、CSR委員会を基軸に、環境・社会・企業統治面の積極的な活動を推進しております。

環境面の取組みでは、環境マネジメントシステム規格ISO14001認証（対象：本社ビル）を2000年に取得し、環境配慮型ビジネス・フローをグループ全体で積極的に展開しています。また、社会面の取組みとしては、2005年には個人情報保護マネジメントシステムを整備し、大手小売業者初となるプライバシーマーク認定を取得。加えて、創業時から実践してまいりました製品安全への取組みが評価され、経済産業省が主催する「製品安全対策優良企業表彰制度」において2014年に創設された『製品安全対策ゴールド企業』（製品安全対策が顕著に優れているとともに、客観的な評価を基に自社の取組みを意欲的に改善し、継続的に本表彰制度の審査を受け、経済産業大臣賞あるいは金賞を計3回以上受賞した企業が対象）の第1号に認定されました。

当社はガバナンス面についても、グループ内部統制システム、リスク管理体制、公益通報体制等の整備を積極的に進めており、2014年、2015年、2016年には第三者機関による企業価値評価である「サステナビリティ診断」において、当社は『AA』ランク（優れた環境・社会・ガバナンス側面の取組みと情報開示を実施している）の評価を受けました。更に2017年には、「顧客に対する誠実さ」「環境配慮型の製品・サービスにおける取組み」「企業理念・サステナビリティへのコミットメント」において、非常に高い水準であることから、小売業界としては初めて、最上位の『AAA』ランク（大変優れたESG側面の取組みと情報開示を実施している）との評価を受けました。

また、2017年には、事業継続マネジメント規格ISO22301認証（対象：本社ビル）を取得し、事業継続に関する全社的なリスク管理をグループ全体で推進しています。2018年に新たにSDGsを審査対象に加えた、「サステナビリティ診断」においても、最上位の『AAA』ランク（大変優れたESG及びSDGs達成に向けた取組みと情報開示を実施している）との評価を受けました。

2006年6月には、こうした取組みをまとめた「CSR報告書」を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております（2018年6月には財務情報も加えた「JOSHINまごころ統合報告書2018」を発行）。このように当社は、法令・社会規範の遵守はもとより環境・社会面での社会的責任を積極的に果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

当社は、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取組んでおります。この一環として社外取締役・社外監査役を選任し、2016年度より、取締役会の諮問機関として社外取締役と監査役で構成する取締役会評価委員会も設置しており、経営に対する監視機能の強化を図っております。取締役の指名や報酬については、社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会において審議した内容を、取締役会に諮り決定することで、客観性、公正性を高めております。また、2016年より業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入する等、取締役会の機能強化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

## 2. 具体的な取組みについて

当グループの事業は、家電製品、情報通信機器、エンタテインメント商品その他の商品販売及び付帯事業を通してお客様に幸せを提供する「幸せ提供業」と位置づけております。このような考えのもと、当社は、「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマに、創業以来積み重ねてきた経営資源を最大限活用しつつ、事業構造の改革と全従業員の経営参画によって、時代の変化に即応し、時代のニーズをいち早くビジネスに直結させて、「オンリーワンを目指す企業風土の醸成と高い収益性の実現を目指す」ことを目標とした、2020年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画『JT-2020経営計画』を策定しました。

これは、「オンリーワンの幸せ提供業」を施策テーマとし、お客様と従業員が「幸せ」を共有し、株主様、お取引先様、地域社会ともメリットを共有できる経営を推進することを目指すものです。

当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、「唯一関西資本」[阪神タイガースオフィシャルスポンサー]「安心・安全で信頼出来るジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適應する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、計画目標達成に向け当グループ一丸となって取り組んでおります。

この中期経営計画は、家電販売業界における厳しい環境の中、当グループが企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係と地域社会への貢献を最大限生かし、「高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供」「リーズナブルな価格の提示」「安心確実なアフターサービスの提供」「地域密着型の店づくり」などの取組みを積極的に実行していくことが必要であるとの考えを基本としています。この計画の具体的施策を着実に実行することで、当グループ全体の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指してまいります。

競争環境が一層厳しくなる当業界で生き残っていくには、営業力の基本である「笑顔の接客」と「まごころサービス」の強化を軸に、お客様、取引先、従業員などとの強固な信頼関係を継続し、収益力の拡大を図らなくてはなりません。強い信頼関係を構築する「品揃え」「付加価値サービス」を通して将来にわたり選ばれ続ける店舗づくりに加え、企業ブランドの価値向上に向けた諸施策に取組み、安定した収益確保と成長を目指してまいります。

更に、家電製品等の販売を補完する付加価値サービスでは、当グループの強みとして技術集団であるジョーシンサービス株式会社との連携を強化し、他社との差別化の拡大に努めてまいります。その他、基盤整備として当社の人材育成、物流インフラの再整備や強化などの取組み、中長期的な成長戦略に基づく諸施策の実行により当社のさらなる発展を目指してまいります。

## 第2. 本対応方針の内容について

### 1. 本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると考えられる場合において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

### 2. 本対応方針の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行って頂くためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

とりわけ、家電販売業界における厳しい競争の中、当社が企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、① 高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供、② リーズナブルな価格の提示、③ 安心確実なアフターサービスの提供、④ 地域密着型の店舗づくりなどの取組みを積極的に実行していくことが必要です。

これらが当社の株式の大規模買付者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。また、大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた際には、様々な事項を適切に把握した上、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

したがって、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主共同の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略並びに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには、当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとって重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を更新することといたしました。

### 3. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならない。
- ② 提供された情報に基づき、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大規模買付行為を開始することができない。
- ③ 大規模買付者が大規模買付ルールに従わない等の場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るため、独立委員会の勧告を最大限尊重して、後述する対抗措置を取る場合がある。

具体的な手続は、以下のとおりです。

#### (1) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者による情報提供は、以下の手続を求めます。

##### (a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法（外国法人の場合）、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び当該大規模買付行為を大規模買付ルールに基づいた手続により行う旨の誓約文言が記載された当社の定める書式による書面（以下「意向表明書」といいます。）の提出を求めます。

##### (b) 当社からの情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者からの意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付します。

当社取締役会が求める本必要情報は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の具体的状況によって異なりますが、一般的には以下の項目を含みます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に関して第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無、並びに、その意思連絡が存する場合には、その具体的態様及び内容
- ④ 当社株式の取得単価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容並びに関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、店舗計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦ 大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための対応策及び当該対

応策が当社の企業価値を向上させると認める根拠

- ⑧ 大規模買付行為完了後における当社の取引先、従業員、お客様、その他の利害関係者との関係の変更の有無及びその内容、又はそれらへの方策
- ⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と認める情報

(c) 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者は本必要情報リストの交付後、当社取締役会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てに提出を求めます。

なお、当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断した場合は、当社取締役会又は独立委員会において回答期限を定めて追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会又は独立委員会に提供された本必要情報は、法令又は取引所規則に基づき開示が求められる場合の他、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断される場合、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表します。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対して、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、速やかに大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、本必要情報の提供を受けた場合にも、速やかに本必要情報を独立委員会に提出します。

(2) 当社取締役会による評価・検討

- (a) 当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨を当社取締役会が相当と判断する時点で開示した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の方法による買付の場合）が経過するまでの期間で大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案を行います（以下、同期間を「取締役会評価期間」といいます。）。したがって、大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。
- (b) 取締役会評価期間中、当社取締役会は大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。
- (c) 当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の取締役会評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

### 第3. 独立委員会の設置

当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を「別紙1」に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能にするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任し、各委員の氏名及び略歴等は「別紙2」に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付行為が後記第4の1に該当すると認められる場合ならびに後記第4の2①ないし⑦に記載する類型に該当すると認められる場合においては、対抗措置を発動すべきか否かについて独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、取締役会評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報をもとに、対抗措置を発動すべきか否かを審議・決議し、その決議の内容を当社取締役会に勧告するものとします。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重いたします。

また、独立委員会は、一旦、対抗措置発動の勧告を行った後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の新たな勧告を行うことができるものとします。

### 第4. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

#### 1. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法又は定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は「別紙3」に記載のとおりです。この新株予約権には、一定割合以上の議決権割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

#### 2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に大規模買付行為に反対であっても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様にご覧に当該大規模買付行為に応じない旨説得することもあります。最終的には、大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため、上記1と同じく、一定の対抗措置をとることがあります。

具体的には以下の類型に該当すると認められる場合です。

- ① 次の i から iv までに挙げる行為等により当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為である場合
  - i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合
  - ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要なノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
  - iii) 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合
  - iv) 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合
- ② 大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合
- ③ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的に判断される場合
- ④ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、お客様、従業員、提携先、取引先、地域社会との関係や当社の企業文化を破壊する結果又は当社株主、お客様、従業員その他の利害関係人の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ⑦ その他①ないし⑥に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる場合

### 3. 取締役会による決議

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、又は遵守されたものの例外的に企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動又は不発動その他の必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

## 第5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### 1. 本対応方針更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の更新時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大規模買付者の提案を十分に吟味した上で提案の応否を適切に判断する機会その他、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。従いまして、本対応方針を設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

### 2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、大規模買付ルールを遵守した場合でも大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式数に応じて、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記3に記載されている手続を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同手続を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記3に記載されている手続を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。但し、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び証券取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

### 3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様へ新株予約権を割当てることとなりますので、新株予約権の割当を受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

## 第6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本定時株主総会終結の時より発効することとし、その有効期限は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。当社は、有効期限満了時の定時株主総会において、改めて、株主の皆様へ本対応方針の継続の可否についてご決議いただく予定としております。但し、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び証券取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を修正し、変更する場合があります。当社は、本対応方針の廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、情報開示を速やかに行います。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の2第3第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の2第3第4項に規定する株

券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当っては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

## 別紙 1

**独立委員会の要領**

- ・ 独立委員会は、本対応方針に関して、その運用の適正性を確保すること及び大規模買付行為が行われる際に取締役会が行う判断の公正性、透明性を確保することを目的とする。
- ・ 独立委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とする。
- ・ 独立委員会の委員は、以下の者の中から、取締役会がその決議により選任する。
  - ① 社外取締役（社外取締役の補欠者を含む）
  - ② 社外監査役（社外監査役の補欠者を含む）
  - ③ 実績のある会社経営者等、弁護士、会計士、又はこれらに準ずる者で当社の業務執行を行う経営陣から独立している者
- ・ 独立委員会の各委員の任期は、2022年開催予定の定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）は、独立委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・ 独立委員会の各委員は、大規模買付行為がなされた場合は、いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関して、勧告を行うものとする。

以 上

## 別紙 2

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

内藤 欣也

【略歴】 1986年4月 弁護士登録  
1999年3月 内藤法律事務所開設  
2003年6月 株式会社イッコー（現・Jトラスト株式会社）社外監査役  
2004年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設  
2012年4月 大阪弁護士会副会長  
近畿弁護士会連合会常務理事  
2014年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事  
2016年6月 当社社外監査役  
株式会社ファルコホールディングス社外取締役（現任）  
2017年4月 内藤法律事務所開設（現任）  
2017年6月 当社社外取締役（現任）

野崎 清二郎

【略歴】 1981年4月 株式会社協和銀行（現・株式会社りそな銀行）入行  
2005年7月 株式会社りそな銀行神田支店支店長  
2008年4月 同行執行役員 首都圏地域担当（ブロック担当）  
2010年6月 りそなビジネスサービス株式会社常勤監査役  
2015年4月 医療法人徳洲会非常勤理事（現任）  
2015年6月 ウシオ電機株式会社非常勤監査役  
りそな総合研究所株式会社非常勤監査役  
りそな決済サービス株式会社非常勤監査役  
2016年6月 当社社外取締役（現任）  
2016年10月 株式会社稲葉製作所社外監査役（現任）

山平 恵子

【略歴】 1983年4月 クボタハウス株式会社（現・サンヨーホームズ株式会社）入社  
2010年4月 三洋ホームズ株式会社（現・サンヨーホームズ株式会社）執行役員  
2011年6月 同社取締役常務執行役員  
2012年6月 三洋リフォーム株式会社（現・サンヨーリフォーム株式会社）取締役（兼任）  
2013年6月 サンヨーホームズ株式会社 取締役専務執行役員  
サンアドバンス株式会社 取締役（兼任）  
サンヨーホームズコミュニティ株式会社 取締役（兼任）  
2015年6月 サンヨーホームズ株式会社 取締役社長執行役員  
2017年4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社 代表取締役会長  
2019年4月 当社顧問（現任）  
2019年6月 当社社外取締役就任予定  
（2019年6月21日付けで、フジテック株式会社の社外取締役に就任予定であります。）

以 上

## 別紙3

### 新株予約権の無償割当ての概要

#### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社取締役会が、本新株予約権の発行決議に際し、授權枠の範囲内で別途定める数とする。

#### 3. 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

#### 4. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額は1円以上で、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定める額とする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めることとする。

#### 7. 新株予約権の行使条件

議決権の割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、上記7の行使条件により新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の

新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

なお、新株予約権の行使が認められない者が所有する新株予約権を取得する場合には、金員等経済的対価の交付は行わない。

9. 上記で引用する法令の規定は、2019年3月31日現在で施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃等により、上記各条項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各条項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとする。

以 上

## 別紙 4

### 当社株式の状況

2019年3月31日現在

1. 発行可能株式総数 99,000,000株
2. 発行済株式の総数 28,784,033株
3. 株主数 11,376名
4. 大株主（上位10社）

株 主 名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
上新電機社員持株会	1,748,232	6.49
第一生命保険株式会社	1,350,000	5.01
株式会社りそな銀行	1,251,010	4.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	878,900	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	750,800	2.78
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	571,603	2.12
シャープ株式会社	542,500	2.01
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	506,500	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	455,700	1.69

（注）持株比率は、自己株式(1,858,142株)を控除して計算しております。

以 上

## 添付書類

### 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、引き続き緩やかな回復基調が続いております。個人消費におきましては、改善の傾向はみられるものの、不安定な国際情勢、通商問題、為替や金融市場の動向、海外経済の不確実性等により留意が必要な状況となっており、景気は依然として先行き不透明な状態で推移しました。

当家電販売業界におきましては、夏場の猛暑や買い換え需要等により、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の白物家電やテレビ等は堅調に推移し、高機能へのニーズの高まり等からパソコンや携帯電話といった商品群も前年同期比好調な売上となりました。一方で、電子レンジ、ゲーム関連商品、暖房機等は低調な実績にとどまりました。商環境におきましては、消費マインドの低下による需要の低迷や競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます激しくなっており、厳しい経営環境は続いています。

このような状況下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指す、「オンリーワンの幸せ提供業」をテーマとした3カ年の中期経営計画『JT-2020 経営計画』の2年目にあたり、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、「唯一関西資本」[阪神タイガースオフィシャルスポンサー]「安心・安全で信頼出来るジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適應する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、今年度も同計画の諸施策にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、和泉中央店（大阪府）をはじめ15店舗の出店を行うとともに15店舗を撤収した結果、当期末の店舗数は232店舗となりました。

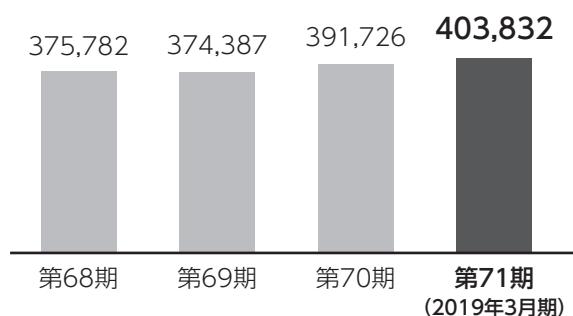
以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

連結業績の概況

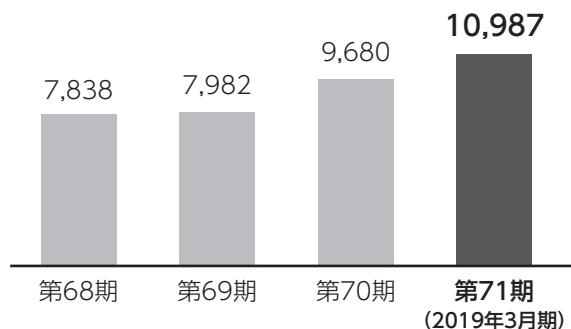
(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期	増減額	前期比
売上高	391,726	403,832	12,105	103.1%
営業利益	9,680	10,987	1,307	113.5%
経常利益	9,662	11,003	1,340	113.9%
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,579	6,354	774	113.9%

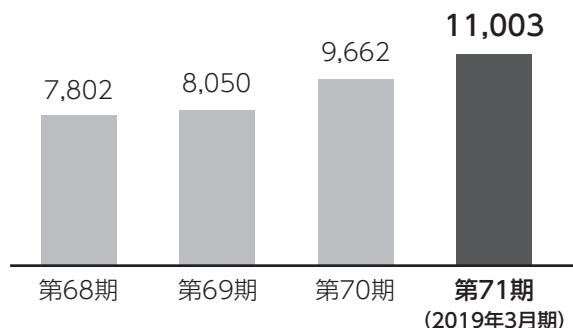
■ 売上高 (百万円)



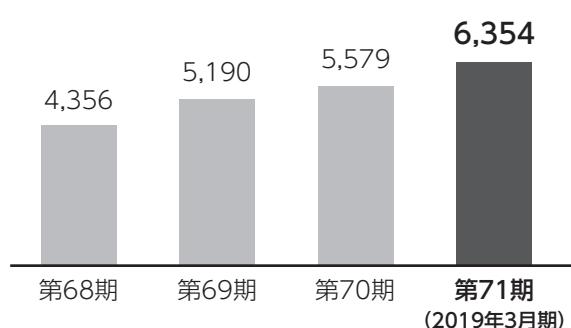
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



品種別売上高

区 分		売上高	構成比	対前期増減率
		百万円	%	%
家 電	テレビ	25,262	6.2	4.7
	ビデオ及び関連商品	12,173	3.0	△5.1
	オーディオ及び関連商品	7,149	1.8	2.4
	冷蔵庫	27,130	6.7	7.4
	洗濯機・クリーナー	36,583	9.1	5.3
	電子レンジ・調理器具	19,749	4.9	△1.6
	理美容・健康器具	13,291	3.3	△5.5
	照明器具	4,034	1.0	△3.9
	エアコン	41,946	10.4	15.2
	暖房機	4,836	1.2	△10.8
	その他	23,392	5.8	2.2
	小計	215,548	53.4	4.1
情 報 通 信	パソコン	22,288	5.5	8.9
	パソコン周辺機器	15,458	3.8	△12.9
	パソコンソフト	1,558	0.4	△1.8
	パソコン関連商品	19,808	4.9	△3.4
	電子文具	1,656	0.4	△0.1
	電話機・ファクシミリ	1,748	0.4	△12.4
	携帯電話	29,616	7.4	17.9
	その他	1,901	0.5	7.4
	小計	94,035	23.3	3.5
そ の 他	音楽・映像ソフト	4,390	1.1	4.2
	ゲーム・模型・玩具・楽器	51,884	12.8	△4.7
	時計	2,129	0.5	△6.9
	修理・工事収入	16,223	4.0	16.6
	その他	19,619	4.9	3.1
	小計	94,247	23.3	0.4
	合計	403,832	100.0	3.1

(注) △印は減少を示します。

## (2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は98億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であります。

### 新設店舗 <15店舗>

河内長野店 仮店舗 (大阪府)	和泉中央店 (大阪府)	高槻店 仮店舗 (大阪府)
豊中インター店 (大阪府)	(新)河内長野店 (大阪府)	東大阪長田店 (大阪府)
明石店 (兵庫県)	神戸北町店 (兵庫県)	三田ウッドタウン店 (兵庫県)
川西イオンタウン店 (兵庫県)	堅田アル・プラザ店 (滋賀県)	船橋イオンモール店 (千葉県)
ひとつぎ店 仮店舗 (愛知県)	一ツ木店 (愛知県)	富山本店 (富山県)

### 主な改装店舗

平野加美店 (大阪府)	外環柏原店 (大阪府)	鶴見店 (大阪府)
太子店 (兵庫県)	亀岡店 (京都府)	山科店 (京都府)
近江今津店 (滋賀県)	橋本店 (和歌山県)	海南店 (和歌山県)
浦和美園イオンモール店 (埼玉県)	アウトレット浦安店 (千葉県)	鳴海店 (愛知県)
焼津インター店 (静岡県)	野々市店 (石川県)	福井本店 (福井県)
燕三条店 (新潟県)		

### 撤収店舗 <15店舗>

(旧)河内長野店 (大阪府)	中環堺店 (大阪府)	高槻店 (大阪府)
河内長野店 仮店舗 (大阪府)	三田店 (兵庫県)	川西ダイエー店 (兵庫県)
アウトレット西宮店 (兵庫県)	堅田店 (滋賀県)	港北インター店 (神奈川県)
北本店 (埼玉県)	こしがや店 (埼玉県)	ひとつぎ店 (愛知県)
ひとつぎ店 仮店舗 (愛知県)	富山本店 仮店舗 (富山県)	西金沢店 (石川県)

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き緩やかな回復が期待されますが、海外景気の下振れリスクや、消費税増税の影響が懸念される国内の消費動向等、先行きについて不透明な状況が続くものと思われまます。

当家電販売業界におきましても、消費マインドの低迷による需要の伸び悩みや競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続するものと想定され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます熾烈になるものと予測されます。

このような厳しい状況下、当グループの持つ有形無形の資産のフル活用と活性化による、堅実かつ着実な成長を目指した中期経営計画『J T-2020 経営計画』の最終年度にあたり、テーマとする「オンリーワンの幸せ提供業」の実現に向け、創業以来積み上げてきた経営資源を最大限活用し、数値目標の達成に全社員一丸となって取り組むとともに、次期経営計画を展望し、時代の変化とニーズに即応した事業構造の改革を目指し、引き続き「オンリーワン」を目指す企業風土の醸成と収益性の向上に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期(当期)
	2015.4.1~2016.3.31	2016.4.1~2017.3.31	2017.4.1~2018.3.31	2018.4.1~2019.3.31
売 上 高(百万円)	375,782	374,387	391,726	403,832
経 常 利 益(百万円)	7,802	8,050	9,662	11,003
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,356	5,190	5,579	6,354
1株当たり当期純利益(円)	166.26	196.56	210.62	239.10
総 資 産(百万円)	180,905	185,971	188,550	207,351
純 資 産(百万円)	70,773	75,859	80,892	86,091

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

なお、期中平均株式数は、社員持株会専用信託口及び役員向け株式交付信託口が所有する当社株式を控除しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第71期の期首から適用しており、第70期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 親会社との関係  
当社には、親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシントック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
中四国ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジェイ・ホビー株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売
北信越ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営

- (注) 1. 連結子会社は、上記の13社であります。  
2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の( )内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。

- ③ 特定完全子会社の状況  
当社には、特定完全子会社はありません。

**(7) 主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシンテック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

J・P・S 商事株式会社は、家電商品等の販売業務を行っております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社、中四国ジョーシン株式会社、北信越ジョーシン株式会社及びジェイ・ホビー株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

**(8) 主要な営業所** (2019年3月31日現在)

- ① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- ② 店 舗 232店舗

所在地	店舗数	名称	所在地	店舗数	名称
大阪府	71店	岸和田店 他	愛知県	16店	スーパーキッズランド大須店 他
兵庫県	37店	三宮1ばん館 他	岐阜県	6店	多治見店 他
京都府	12店	京都1ばん館 他	三重県	8店	松阪店 他
滋賀県	13店	守山店 他	静岡県	1店	焼津インター店
奈良県	13店	郡山店 他	富山県	8店	富山本店 他
和歌山県	9店	和歌山店 他	石川県	4店	金沢本店 他
岡山県	2店	岡山岡南店 他	福井県	2店	福井本店 他
東京都	5店	板橋前野店 他	新潟県	9店	亀貝店 他
神奈川県	2店	相模原小山店 他	山形県	2店	山形嶋店 他
埼玉県	7店	鴻巣店 他	長野県	1店	長野インター店
千葉県	4店	アウトレット浦安店 他			

## (9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,876名	69名増

(注) 従業員数には、臨時従業員3,623名（一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数）は含んでおりません。

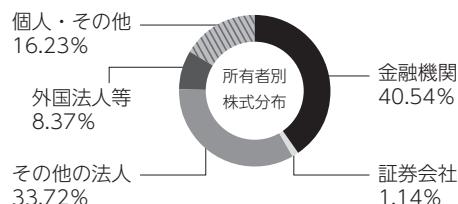
## (10) 借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	14,602
株式会社三菱UFJ銀行	7,975
三井住友信託銀行株式会社	5,803

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 28,784,033株  
 (3) 株主数 11,376名  
 (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	株	%
上新電機社員持株会	1,748,232	6.49
第一生命保険株式会社	1,350,000	5.01
株式会社りそな銀行	1,251,010	4.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	878,900	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	750,800	2.78
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	571,603	2.12
シャープ株式会社	542,500	2.01
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	506,500	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	455,700	1.69

(注) 持株比率は、自己株式 (1,858,142株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	土井栄次	
代表取締役	中嶋克彦	社長執行役員
代表取締役	金谷隆平	副社長執行役員 経営管理本部長 ジョーシンテック株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取締役	横山晃一	常務執行役員 開発本部長兼開発部長兼建設部長
取締役	尾上公一	常務執行役員 ダイレクトマーケティング本部長 J・P・S商事株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取締役	田中幸治	常務執行役員 経営管理本部副本部長
取締役	高橋徹也	執行役員 営業本部長 兵庫京都ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長 兼滋賀ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長 兼和歌山ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長 兼中四国ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長 兼東海ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長 兼関東ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取締役	野崎清二郎	
取締役	内藤欣也	弁護士
監査役(常勤)	杉原宣宏	
監査役(常勤)	松浦儀成	
監査役(常勤)	橋本雅康	
監査役	早川芳夫	公認会計士

- (注) 1. 取締役野崎清二郎及び内藤欣也の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役橋本雅康及び早川芳夫の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役早川芳夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	9名	189百万円
監査役	4名	42百万円
計 (うち社外役員)	13名 (4名)	232百万円 (30百万円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式報酬引当金繰入額41百万円が含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

社外取締役については、野崎清二郎氏が当事業年度に開催された取締役会27回中26回（定例の取締役会には26回中26回）出席、内藤欣也氏が当事業年度に開催された取締役会27回中24回（定例の取締役会には26回中24回）出席し、主に企業経営における広範かつ高い見識に基づく発言を行っております。

社外監査役については、橋本雅康氏が当事業年度に開催された取締役会27回中27回（定例の取締役会には26回中26回）出席、早川芳夫氏が当事業年度に開催された取締役会27回中25回（定例の取締役会には26回中25回）出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

監査役会には橋本雅康氏が14回中14回、早川芳夫氏が14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額       | 40百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

### (2) 基本方針実現のための具体的な取組みの概要

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得（2005年4月）・ISO14001の認証取得（2000年3月）などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞（2008年、2010年、2012年）し、同制度が新たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、栄誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、2006年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、2010年6月25日開催の当社定時株主総会、2013年6月27日開催の当社定時株主総会、次いで2016年6月28日開催の当社定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で、株主の皆様のご承認をいただき更新いたしました。（更新後の現行の対応方針を、以下「現対応方針」といいます。）現対応方針の有効期間は、2019年6月25日開催の当社第71回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。今般、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針について検討いたしました結果、2019年5月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、更新することを決定しております。（本定時株主総会による更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）

**(3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由**

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、現対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議をいただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

※本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.joshin.co.jp/joshintop/ir1.html>

2019年5月10日付開示資料

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新のお知らせ」

- (注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>107,862</b>
現金及び預金	4,539
受取手形及び売掛金	16,262
たな卸資産	77,972
その他	9,091
貸倒引当金	△3
<b>固定資産</b>	<b>99,488</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>70,921</b>
建物及び構築物（純額）	33,885
工具、器具及び備品（純額）	3,616
土地	29,055
リース資産（純額）	2,805
建設仮勘定	627
その他（純額）	932
<b>無形固定資産</b>	<b>2,372</b>
借地権	1,036
その他	1,336
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,193</b>
投資有価証券	5,479
繰延税金資産	3,555
退職給付に係る資産	3,637
差入保証金	13,340
その他	744
貸倒引当金	△563
<b>資産合計</b>	<b>207,351</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>84,774</b>
支払手形及び買掛金	32,066
短期借入金	2,500
1年内返済予定の長期借入金	15,939
未払法人税等	2,432
賞与引当金	2,374
ポイント引当金	4,713
店舗閉鎖損失引当金	655
その他	24,093
<b>固定負債</b>	<b>36,484</b>
長期借入金	25,277
リース債務	2,872
再評価に係る繰延税金負債	551
商品保証引当金	2,736
株式報酬引当金	94
退職給付に係る負債	60
資産除去債務	3,481
その他	1,410
<b>負債合計</b>	<b>121,259</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>86,018</b>
資本金	15,121
資本剰余金	20,114
利益剰余金	54,481
自己株式	△3,699
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>73</b>
その他有価証券評価差額金	2,022
土地再評価差額金	△2,105
退職給付に係る調整累計額	156
<b>純資産合計</b>	<b>86,091</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>207,351</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		403,832
売上原価		305,691
売上総利益		98,141
販売費及び一般管理費		87,154
営業利益		10,987
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	103	
受取手数料	100	
受取保険金及び配当金	59	
その他	104	415
営業外費用		
支払利息	225	
家賃地代	50	
その他	122	399
経常利益		11,003
特別損失		
固定資産除却損	51	
減損損失	1,179	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	51	
その他	96	1,378
税金等調整前当期純利益		9,625
法人税、住民税及び事業税	3,845	
法人税等調整額	△574	3,270
当期純利益		6,354
親会社株主に帰属する当期純利益		6,354

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>106,776</b>	<b>流動負債</b>	<b>95,423</b>
現金及び預金	3,571	支払手形	1,101
受取手形	1	買掛金	30,179
売掛金	16,202	短期借入金	13,030
商品	77,256	1年内返済予定の長期借入金	15,939
貯蔵品	105	未払法人税等	2,289
その他	9,640	賞与引当金	2,081
貸倒引当金	△1	ポイント引当金	4,713
		店舗閉鎖損失引当金	654
		その他	25,433
<b>固定資産</b>	<b>99,430</b>	<b>固定負債</b>	<b>36,383</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>70,874</b>	長期借入金	25,277
建物（純額）	31,745	リース債務	2,872
構築物（純額）	1,968	再評価に係る繰延税金負債	551
工具、器具及び備品（純額）	3,527	商品保証引当金	2,736
土地	29,195	退職給付引当金	28
リース資産（純額）	2,805	株式報酬引当金	94
建設仮勘定	627	資産除去債務	3,450
その他（純額）	1,005	その他	1,372
<b>無形固定資産</b>	<b>2,346</b>	<b>負債合計</b>	<b>131,806</b>
借地権	1,036	<b>純資産の部</b>	
その他	1,310	<b>株主資本</b>	<b>74,486</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,208</b>	資本金	15,121
投資有価証券	5,469	資本剰余金	20,114
関係会社株式	683	資本準備金	5,637
前払年金費用	3,070	その他資本剰余金	14,476
繰延税金資産	3,480	<b>利益剰余金</b>	<b>42,949</b>
差入保証金	13,337	その他利益剰余金	42,949
その他	730	特別償却準備金	183
貸倒引当金	△563	別途積立金	13,000
		繰越利益剰余金	29,765
<b>資産合計</b>	<b>206,206</b>	<b>自己株式</b>	<b>△3,699</b>
		評価・換算差額等	△86
		その他有価証券評価差額金	2,018
		土地再評価差額金	△2,105
		<b>純資産合計</b>	<b>74,399</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>206,206</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		399,302
売上原価		296,038
売上総利益		103,264
販売費及び一般管理費		93,785
営業利益		9,478
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	102	
受取手数料	165	
受取保険金及び配当金	59	
その他	96	482
営業外費用		
支払利息	276	
家賃地代	50	
その他	122	450
経常利益		9,510
特別損失		
固定資産除却損	49	
減損損失	1,161	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	50	
その他	96	1,356
税引前当期純利益		8,153
法人税、住民税及び事業税	3,328	
法人税等調整額	△544	2,784
当期純利益		5,369

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上新電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上新電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役並びに執行役員の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役並びに執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査部、CSR推進室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会並びに執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役並びに執行役員及び監査部、CSR推進室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役並びに執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制「内部統制システム」について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役並びに執行役員及び監査部、CSR推進室その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役並びに執行役員等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会並びに執行役員会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役並びに執行役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役並びに執行役員の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

### 上新電機株式会社 監査役会

常勤監査役	杉原宣宏	㊟
常勤監査役	松浦儀成	㊟
常勤監査役(社外監査役)	橋本雅康	㊟
監査役(社外監査役)	早川芳夫	㊟

以上

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 株主総会 会場ご案内図

**会場** 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

ホテルモンテ グラスミア大阪 21階 「スノーベリー」

**電話** 06-6645-7111 (代表) ※マルチ難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



## 交通のご案内

### ■ 南海なんば駅

3F北改札or 2F中央改札より  
徒歩約 **10分**

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

### ■ JR難波駅

B1F改札より徒歩約 **1分**

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

### ■ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約 **1分**

### ■ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約 **5分**

### ■ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約 **2分**

### ■ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約 **2分**

※周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

UD FONT